

## 第22回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年 3月25日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 44号 農地の賃貸借情報の算定について
- 第 5 議案第116号 下限面積(別段面積)の設定について
- 第 6 議案第117号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 2件
- 第 7 議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- 第 8 議案第119号 農用地利用集積計画の作成の要請について 5件
- 第 9 議案第120号 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画(案)について
- 追 加 議案第121号 職員の出向について
- 追 加 議案第122号 職員の任用について

### ○出席委員(16名)

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君  | 2番 舟山 珠代 君  | 3番 高橋 政寿 君  |
| 4番 笛木 眞一 君  | 5番 嶋中 勝 君   | 6番 津野 斉 君   |
| 7番 佐瀬日出夫 君  | 8番 熊谷 英二 君  | 9番 澁谷 洋 君   |
| 10番 渡邊 裕義 君 | 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 |
| 13番 平山 正志 君 | 14番 小野寺典男 君 | 15番 森田 享子 君 |
| 16番 佐藤 徳市 君 |             |             |

### ○議事参与の制限を受けた委員(1名)

●番 ●●●●●

### ○遅参委員(0名)

### ○欠席委員(0名)

### ○その他出席者

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 事務局長 川村 勉 君  | 振興係長 不藤さとみ 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主任 大河原 広 君   |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第22回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時10分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

15番・森田君 1番・佐藤松喜君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第22回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第44号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第44号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第44号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報は、別添のとおりとなっております。

標茶町賃借料情報、令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

1. 畑（牧草畑）の部。

締結（公告）された地域名は標茶町全域。

平均額 2, 5 0 0 円。

最高額 3, 2 0 0 円。

最低額 1, 0 0 0 円。

データ数、2 9 7 筆。

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、4月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第44号は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第116号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第116号、下限面積（別段面積）の設定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第116号について説明させていただきます。

下限面積（別段面積）の設定について。

農地法第3条第2項第5号に基づき設定する面積において、別段面積を設定しない理由として、下記のとおり議決を求めるものであります。

1. 農地法施行規則第17条第1項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、2020年農林業センサスで、町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

2. 農地法施行規則第17条第2項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、町内に耕作放棄地がなく、農地が有効利用されているため。

なお、報告については、農地部会長であります澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第116号について報告致します。

2月28日に農地部会を開催し、下限面積の設定について検討致しました。

事務局の説明のとおり、町内の大半の農家は2ヘクタール以上の面積を有していることや、耕作放棄地がなく、農地が有効利用されているため、下限面積を設定しないことと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、農地部会長9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第116号は原案可決されました。

#### ◎議案第117号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第117号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第117号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字チャンベツ原野基線10-13の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,804㎡外4筆、合計面積118,697㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年5月29日。

契約期間、平成30年5月29日から令和5年5月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和4年3月3日。

土地の引渡し時期、令和4年3月3日となっております。

なお、番号1につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第117号、番号1について報告致します。

3月18日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野718-29。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49, 448㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年5月28日。

契約期間、令和2年5月28日から令和5年5月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和4年3月3日。

土地の引渡し時期、令和4年3月3日となっております。

なお、番号2につきましては、佐藤松委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第117号、番号2について報告致します。

3月23日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、原案可決されました。

以上をもって、議案第117号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第118号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第118号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第118号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北4線117-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,056㎡外16筆、合計面積464,079㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で9,747,375円。

譲受人世帯員 3 名。

農地は 9 8 2, 4 9 6 m<sup>2</sup>。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・佐瀬君。

○7 番（佐瀬日出夫君） 7 番・佐瀬です。

議案第 1 1 8 号、番号 1 について報告致します。

3 月 1 2 日に事務局より依頼があり、3 月 1 4 日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲り渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7 番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号 2。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路原野 1 2 4 - 1 2。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、1 1 1, 6 3 4 m<sup>2</sup>外 5 筆、合計面積は 1 7 4, 7 8 4 m<sup>2</sup>。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で 2, 1 7 3, 4 4 5 円。

譲受人世帯員 3 名。

農地、1, 2 0 6, 6 5 3 m<sup>2</sup>うち借入地 3 3 5, 8 6 8 m<sup>2</sup>。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君）7番・佐瀬です。

議案第118号、番号2について報告致します。

3月12日に事務局より依頼があり、3月14日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線40-2。

地目、登記簿、畑。

現況、採草放牧地。

面積、5,040㎡外15筆、合計面積は210,318㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、経営移譲のため、譲受人、経営移譲のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で4,770,303円。

譲受人世帯員2名。

農地面積、1,404,671㎡うち借入地254,161㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。



議案第118号、番号3について報告致します。

3月18日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんが離農したため、●●●●さんへ経営移譲するため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第118号、内容3件は原案可決されました。

#### ◎議案第119号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第119号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第119号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野629-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、75,925㎡外1筆、合計面積76,797㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和4年3月30日から令和14年3月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年3月30日。

金額、年間240,000円。

支払方法、毎年7月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第119号、番号1について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、●番 ●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（●番 ●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野718-29。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,448㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和4年3月30日から令和9年3月29日まで。

土地の引渡時期、令和4年3月30日。

金額、年間158,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては、佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤 松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第119号、番号2について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3月23日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、

●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

（●番 ●●●●君復席）

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線10-13の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、17,363㎡外4筆、合計面積115,505㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和4年3月30日から令和5年5月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年3月30日。

金額、年間250,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第119号、番号3について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手側の要望により農地を貸付け、

●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野 3 4 - 1 の内。

地目、登記簿、牧場

現況、畑。

面積、1, 6 5 2, 6 7 2 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計面積 1, 7 4 4, 8 7 2 m<sup>2</sup>。

なお、当該地はほかに 4 名の認定農業者が公共牧野として共同利用を行っており、それぞれに使用貸借権が設定されております。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和 4 年 3 月 3 0 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。

土地の引渡時期、令和 4 年 3 月 3 0 日。

金額、無償となっております。

なお、番号 4 につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 2 番・甲斐君。

○1 2 番（甲斐やす子君） 1 2 番・甲斐です。

議案第 1 1 9 号、番号 4 について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3 月 1 8 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●は、相手側の希望により農地を貸付け、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました 1 2 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 4 については原案可決されました。

続いて番号 5 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号 5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ原野 2 1 9 - 1 の内。

地目、登記簿、牧場

現況、畑。

面積、2 2 4, 6 1 7 m<sup>2</sup>。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和 4 年 3 月 3 0 日から令和 1 4 年 3 月 2 9 日まで。

土地の引渡時期、令和 4 年 3 月 3 0 日。

金額、年間 4 4 9, 2 3 4 円となっております。

支払方法、毎年 1 0 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 5 につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 1 番・高松君。

○1 1 番（高松俊男君） 1 1 番・高松です。

議案第 1 1 9 号、番号 5 について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3 月 2 3 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、

●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 1 番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 5 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 1 9 号、内容 5 件は原案可決されました。

#### ◎議案第 1 2 0 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 9。議案第 1 2 0 号、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画

(案) についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第120号について説明させていただきます。

農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）について、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）については、別紙のとおりとなっております。

この目標及び取組計画（案）につきましては、第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性委員の割合の目標を設定するとともに、女性登用の推進のための取組計画を策定するものとなっております。

詳細につきましては、先ほど全体協議会にて説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

なお、目標及び取組計画（案）の内容については、農政部会会長である 甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第120号について報告致します。

3月11日に農政部会を開催し、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画の内容について検討いたしました。

事務局の説明のとおり、第5次男女共同参画基本計画における市町村目標の基準に基づき、令和7年度までに女性委員を5人登用することを目標とし、農政部会が中心となり啓発活動に取り組んでいくこととしました。取り組み計画の内容につきましては、記載のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明及び農政部会会長 甲斐委員の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第120号については原案可決されました。

○会長（佐藤徳市君） 続きまして追加議案が配布されておりますので、審議を行います。

◎議案第121号

○会長（佐藤徳市君） 議案第121号、職員の出向について、を議題と致します。事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第121号について説明させていただきます。

職員の出向について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員の出向について承認を求めるものであります。

1. 出向する者の職氏名及び生年月日

事務局長 川村 勉 昭和40年6月26日生まれ。

振興係長 不藤さとみ 昭和57年7月1日生まれ。

2. 出向発令年月日は、令和4年3月31日であります。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案121号については承認されました。

#### ◎議案第122号

○会長（佐藤徳市君） 続いて議案第122号、職員の任用についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第122号について説明させていただきます。

職員の任用について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員として任用したいので承認を求めるものであります。

1. 任用する職員の職氏名及び生年月日

事務局長 村山 尚 昭和46年8月23日生まれ。

振興係長 和田 千春 昭和49年4月30日生まれ

2. 任用年月日は、令和4年4月1日であります。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。



承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案 1 2 2 号については承認されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第 2 2 回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第 2 2 回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前 1 0 時 4 5 分閉会)